

事務センターだより

August 2016
毎月15日発行
亀山市学校事務センター

学校に新しい教材備品が届いています！

昨年のこの時期に予算要求した教材備品について、購入決定されたものが、一部を除きほぼ納入されました。子どもたちの豊かな学びのための大切な備品です。有効活用をお願いします。
また、来年度にむけての予算要求書の提出はもうお済みですか？
備品等を含め、学校運営に関わる市費の予算要求は、一年に一度きりです。ぜひこの機会を逃さないようにしてください。



出勤簿等諸帳簿の整理、旅費精算について

夏休み中は、出張、休暇、研修、振替などが多くなります。
旅行命令書、休暇簿、振替簿など提出もれはありませんか。また変更があった場合は、すみやかに処理をお願いします。
旅費精算もその都度すませてください。
また、県外出張など旅費請求の方法等不明な場合は、事前に事務職員にご相談ください。
月末にはすべての処理が終了しているよう、ご協力をお願いします。

6月分旅費支払日は8月25日(木)です！

6月に行われた宿泊研修や修学旅行等の引率旅費も振り込まれます。



学校行事にむけての準備物はお早めに・・・

2学期に入ると運動会、体育祭、文化祭等、大きな行事が続きます。
必要な消耗品等の購入については早めに担当者に連絡してください。
なお、市費については現金払いやインターネットの利用による購入はできません。
また、単価契約物品となっているものは、契約業者で購入することになっています。

特殊勤務実績簿について

8月分は8月29日(月)締切
その後、すぐにシステム入力し、9月の給与で支給します。必ず提出期限を守ってください。

共済組合・社会保険の掛金(保険料)について

被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月から標準報酬制が導入されました。4月から6月までの給料(各手当等含む)の平均額から標準報酬月額を年1回決定し、それを基に掛金(保険料)が算定されます。(定時決定)
原則としてその年の9月に見直され、翌年の8月まで適用されます。
詳しくは「福利のたより」、「共済フォーラム」等をご覧ください。

9月は標準報酬月額見直しの時期です



※平成28年10月からの社会保険の適用拡大により、これまで被扶養者になっていた方が非該当になるケースが考えられます。詳しいことが分かればまた連絡いたします。

～互助会より～ 「子育て・介護・健康づくり支援事業」が始まりました！



- ①子育て・介護の両分野において、各1回補助金申請が可能です。
- ②その他にも様々なサービスを受ける事ができます。
詳しくは会員証と一緒に配布された「利用の手引き」をご覧ください。